

公益財団法人 社会変革推進財団 社会変革推進事業基金規程
(2026年4月1日改定)

(基金の設置)

第1条 公益財団法人社会変革推進財団（以下「本法人」という。）は、定款第3条の目的の達成に必要な事業の財源を確保することを目的に、日本財団から交付された助成金を「社会変革推進事業基金」（以下「基金」という。）として設置する。

2 基金は社会起業家支援に係る事業に活用するものとし、基金の用途を変更する場合は事前に日本財団の承認を得るものとする。

(運用)

第2条 資金は、他の資産と明確に区分し、安全・確実な方法で運用する。

(基金の取り崩し)

第3条 基金を取り崩して事業に充てる場合は、事前に事業計画を作成し、拠出者である日本財団の承認を得るものとする。

2 事業計画に基づき実施中、もしくは完了した事業については毎年度終了後15日以内に運用状況を日本財団に報告するものとする。

(基金利息の用途)

第4条 この基金より生ずる利息、運用益、売却益等については当該基金へ繰入れることとする。

(改廃の承認)

第5条 本規程の改廃を行う場合は、事前に日本財団に承認を得るものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、前条の承認を得た上で、理事会の決議により行う。

(基金の廃止)

第7条 基金が所期の目的を達成したと拠出者である日本財団が判断した場合、本法人は基金を精算し、残金が生じた場合は日本財団と協議の上対応するものとする。

附 則 (2020年5月15日)

本規程は、2020年5月15日から施行する。

附 則（2020年9月29日）

本規程は、2020年9月29日から施行する。

附 則（2026年3月26日）

本規程の一部改正は、2026年4月1日から施行する。